

大阪ビジネスパーク駅周辺地域 都市再生安全確保計画

平成 27 年 3 月 27 日 作成

令和 元年 6 月 26 日 変更（第 4 回）

大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

1. 大阪ビジネスパーク駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1. 都市再生安全確保計画の意義・目標

1-1-1 意義

- ・大阪ビジネスパーク（OBP）は、1986 年に街開きした大阪を代表する業務・商業地区。地区内（総面積約 26ha）には、超高層オフィスビル群（13 棟、延床面積約 85 万 4 千㎡）が建ち並び、ホテル、ホール・劇場などの集客施設も立地。平成 24 年 1 月に都市再生緊急整備地域に指定された。
- ・OBP の就業者数は約 4 万 1 千人、平日の昼間人口は約 10 万人。OBP が立地する京橋エリアには、JR、京阪、Osaka Metro の 6 駅が存在し、1 日平均乗降客数の合計は約 50 万人となっている。
- ・OBP では地震等の大規模災害に対して、公民連携により人的被害や地域の混乱を抑えるとともに、立地企業等の事業継続を確保するための、地域としての備えが急務となっている。ここでは 40 年の歴史を誇る「大阪ビジネスパーク協議会」が活動しており、エリアマネジメント活動の一環として、災害に強い安全なまちとしての付加価値を高め、都市の競争力を向上させるために、都市再生安全確保計画を策定するものである。

1-1-2 目標

- ・発災直後の一斉帰宅による駅や道路での混乱を抑制するため、立地企業等は安全確認後、建物内あるいはエリア内待機を誘導するとともに、予め建物の耐震化や一時退避施設、退避経路等の環境整備に努める。
- ・また、一時滞留のために必要な飲料水、毛布等の備蓄確保や、従業員や家族の安否確認手段の確保、退避行動（帰宅）のルールづくり等を行う。
- ・災害対策は、各建物における対策（自助）を基本としつつ、各ブロック単位およびエリア全体でのハード・ソフト両面からの対策（共助）の充実をめざす。
- ・「人的被害の抑制」、「立地企業の事業継続（BCP）の確保」、「災害対応体制の整備」を目標とし、災害に強い安全・安心なまち（BCD）を形成し、まちの価値向上、都市の競争力強化につなげることをめざす。
- ・また、行政、警察、消防をはじめ、周辺エリアの鉄道事業者やライフライン事業者等と目標の共有を図り、広域防災拠点などへの退避経路の確保や協力体制の構築（公助）などの対策を充実させていく。

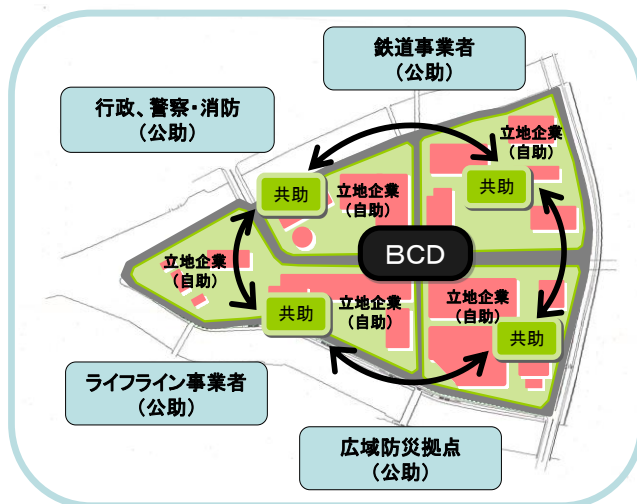


図 エリアの将来目標像

大目標	中目標	小目標
人的被害の抑制	建物からの安全な退避	退避経路の確保 など
	一時退避施設、備蓄の確保	一時退避施設の確保 備蓄（水、毛布等）の確保
立地企業の事業継続（BCP）の確保	ライフライン途絶への備え	非常用電源の確保 非常時の情報通信手段の確保 など
災害対応体制の整備	災害活動体制の整備	関係機関、市・区との協力体制構築 災害対応マニュアルの整備 など
	人材育成の仕組み	防災訓練の実施 など

1-2. 都市再生安全確保計画の作成および実施の体制

- ・計画作成の主体は、大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会（大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会）。
- ・実施体制は、大阪ビジネスパーク協議会を中心として、大阪市、区役所（中央区（代表）、都島区、城東区）、鉄道事業者やライフライン事業者等との連携を図る。

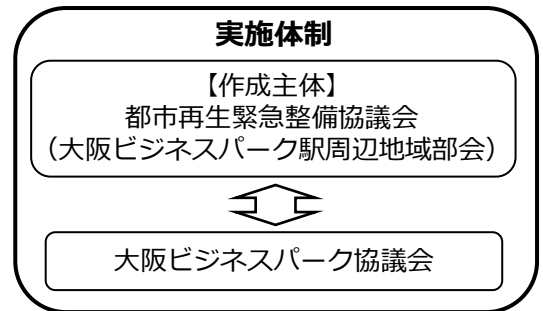


図 都市再生安全確保計画の作成・実施体制

1-3. エリアにおける被害の想定

1-3-1 想定する災害リスクのシナリオ

- ・対象エリアで想定される災害の規模（3 ケース）※、災害リスクのシナリオを以下に示す。
※大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（H19.3）」及び「大阪市地域防災計画＜震災対策編＞（H28.9）」における中央区の被害想定を参考としている。
- ※また、内閣府が H24.8 に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定については、それを受けた大阪府防災会議の被害想定（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告）にもとづく。

表 想定される災害の規模・災害リスクのシナリオ

Case1	Case 2	Case3
東南海・南海地震（海溝型）	南海トラフ巨大地震（海溝型）	上町断層帯地震（直下型）
・発生確率※ 70%程度	・発生確率※ 70%	・発生確率※ 2～3%
・震度 5 弱～5 強 ・長周期地震動	・震度 6 弱 ・津波 最大 5 m ・長周期地震動	・震度 6 強
・ライフライン被害（中央区） 停電率：1.3% ガス停止率：0.0%（市域） 通信不通率：0.0% 断水率：10.5%（市域） 下水被害率：- %	・ライフライン被害（中央区） 停電率：49.0% ガス停止率：88.3 % 通信不通率：12.4 % 断水率：100 % 下水被害率：3.0 %	・ライフライン被害（中央区） 停電率：100.0% ガス停止率：80.5%（市域） 通信不通率：13.5% 断水率：83.5%（市域） 下水被害率：- %
シナリオ 1	シナリオ 2	シナリオ 3
【シナリオの前提条件】 建物利用 OK / ライフライン利用 OK	【シナリオの前提条件】 建物利用 OK / ライフライン利用 NG	【シナリオの前提条件】 建物利用 NG / ライフライン利用 NG

※今後 30 年以内に発生する確率

1-3-2 エリアにおける災害対応ポテンシャル

（1）一時退避施設

- ・平日には 3.8 万人のエリア内一時退避者が想定されるが、OBP 内には約 68,300 m²の空地等があり、一時退避に必要な面積を 1.0 m²/人とする、十分な一時退避施設（屋外）が確保されている。また、外部からの受入れも物理的には可能である。

（2）退避経路

- ・退避経路にあたる歩道橋等は耐震性を確認済みであり、通路（標準部）に関しては必要な有効幅員を満たす。（但し、建物出入口付近の狭窄部、歩道橋の階段部等での留意が必要（分散誘導化等））

（3）一時滞留スペース

- ・平日には 1.6 万人のエリア内一時滞留者が想定され、一時退避に必要な面積を 2.0 m²/人とする、約 32,000 m²の一時滞留スペース（屋内）が必要である。OBP 内の既存建物の屋内空間（屋内駐車場、劇場・ホール、会議室等）を建物所有者等との協議を経て位置付けていくことが課題である。

（4）備蓄

- ・平日のエリア内一時滞留者 1.6 万人分に対する一定の備蓄量は備わっている（水 7.9 日分、食料 7.6 日分、毛布 2.0 日分）が、ブロック別では偏りがあるため相互融通（共助）が必要となる。

表 OBP 地区における防災関連施設の充足度評価一覧表（平日）【総括表】

想定 シナリオ	前提条件		一時退避	一時滞留	備蓄量 (日)	非常用発電機 自家発電機	建物内設備 1:EV 2:照明 3:給排水 4:トイレ	救護体制 1:負傷者対応 2:医療施設 3:医師数 (歯科医含)
	建物	ライフ ライン						
シナリオ 1	OK	OK	約 3.8 万人	約 1.6 万人	水 : 7.9 食料 : 7.6 毛布 : 2.0			1. 27% 2. 5 施設 3. 12 名
シナリオ 2	OK	NG	約 3.8 万人	約 1.6 万人	水 : 7.9 食料 : 7.6 毛布 : 2.0	62,000kVA 3,020kVA	1. 100% 2. 100% 3. 87% 4. 60%	1. 27% 2. 5 施設 3. 12 名
シナリオ 3	NG	NG	約 3.8 万人	地域外退避 不可				

2. 滞在者等の安全の確保を図るための事業等

2-1. 都市再生安全確保施設の整備及び管理（法第 19 条の 15 第 2 項第二号及び第三号関係）

（1）一時退避施設

- ・ OBP 内のオフィスはじめホテル、商業・文化施設等の従業員（組織に属する者）及び利用者など、エリア滞在者の一時退避施設として、OBP の空地等を位置付ける。

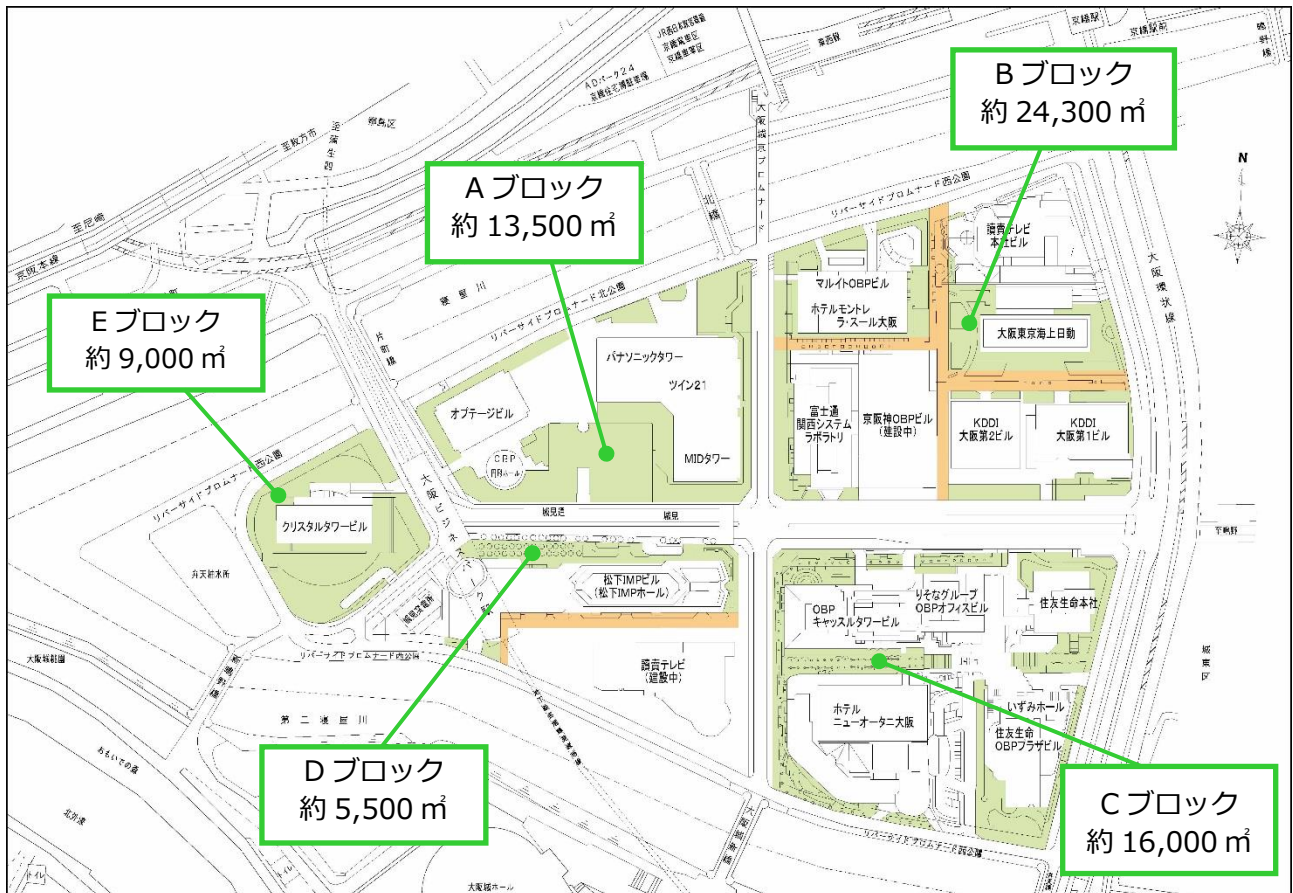
（2）退避経路

- ・ OBP 内の道路（歩道、車道は交通規制が必要）、空地等の一部、建築物内通路等を退避経路として位置付ける。また、OBP 外の鉄道駅、広域避難場所等（大阪城公園等）への連絡ルートとなる橋梁等についても退避経路と位置付ける。

表 都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項第二号及び第三号に係る計画

施設に関する事項				事業に関する事項			管理に関する事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施 主体	事業の 内容	実施期間	管理 主体	管理内容	実施 期間
1	Aﾌﾞｯｸ	一時退避 施設	関電不動産開発(株), MCUBS MidCity(株) 三井住友信託銀行(株)	同左	空地等	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
2	Bﾌﾞｯｸ	一時退避 施設	KDDI(株),富士通(株), 讀賣テレビ放送(株), 東京海上日動火災保険(株), マルイト(株) 京阪神ビルディング(株)	同左	空地等	整備済み 検討中	同左	施設の保守・点検	H27～
3	Cﾌﾞｯｸ	一時退避 施設	住友生命保険(相), (株)関西みらい銀行	同左	空地等	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
4	Dﾌﾞｯｸ	一時退避 施設	(合)城見キャピタル 三井住友信託銀行(株) 讀賣テレビ放送(株)	同左	空地等	整備済み 検討中	同左	施設の保守・点検	H27～
5	Eﾌﾞｯｸ	一時退避 施設	(株)竹中工務店, (株)朝日新聞社	同左	空地等	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
6	①玉造筋	退避経路	大阪市	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
7	②城見通	退避経路	大阪市	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
8	③京橋大阪城線	退避経路	大阪市	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
9	④京橋南歩道橋	退避経路	大阪市	同左	歩道橋	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
10	⑤大阪城京橋 ﾌﾞﾘｯｼﾞ	退避経路	大阪市	同左	歩道橋	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
11	⑥北橋	退避経路	大阪市	同左	道路(橋梁)	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
12	⑦片町橋	退避経路	大阪市	同左	道路(橋梁)	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
13	⑧新鳴野橋	退避経路	大阪市	同左	道路(橋梁)	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
14	⑨大阪城新橋	退避経路	大阪市	同左	歩道橋	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～
15	⑩弁天橋	退避経路	大阪市	同左	道路(橋梁)	整備済み	同左	施設の保守・点検	H27～

■一時退避施設（屋外） ※総空地面積＝約 68,300 m²



■退避経路



(3) 一時滞留スペース

- ・発災後、雨露がしのげるスペースとして、OBPの既存建物の屋内空間（屋内通路やエントランスホール、屋内駐車場、劇場・ホール、会議室等）を一時滞留スペースとして活用できるよう検討を進め、建物所有者等との協議が整った時点で計画に反映する。
- ・公開空地等を活用したテント設置等により、収容スペースを確保する。

(4) 情報通信インフラ等

- ・災害対策本部の設置・運営と地区内外との情報伝達のため、次の情報通信機器等を段階的に整備する。

（情報通信機器）

業務用簡易無線機、域内 WiFi 等

（情報配信機器）

デジタルサイネージ、ハンドスピーカー

（状況把握機器）

固定監視カメラ、ウェアラブルカメラ

（総合制御・情報処理機器）

パソコン、プロジェクター、バックアップ電源、簡易発電機

(5) 備蓄倉庫

- ・地区における共同備蓄の保管・管理のための備蓄倉庫を、共同備蓄方策の検討と合わせて容量・場所を検討し、計画に反映する。

(6) 災害用トイレ

- ・災害時の自立型トイレを確保する。また、自立型トイレとマンホールとの接続について、関係機関との協議が整った時点で計画に反映する。

2-2. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業（法第 19 条の 15 第 2 項第四号関係）

- ・建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

2-3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第19条の15第2項第五号関係）

- ・大阪ビジネスパーク協議会として以下の内容に取り組むものとし、内容の充実を順次図ることとする。

2-3-1 事務の実施体制

- ・災害発生から都市機能回復までの応急対応活動を地域で担う自主防災組織として、地域の被災状況の区災害本部への伝達、被災状況や地域内・周辺のインフラの状況の共有、けが人などの応急的な救護などを行う。
- ・災害発生時には、大阪ビジネスパーク協議会に大阪ビジネスパーク協議会災害対策本部を設ける。

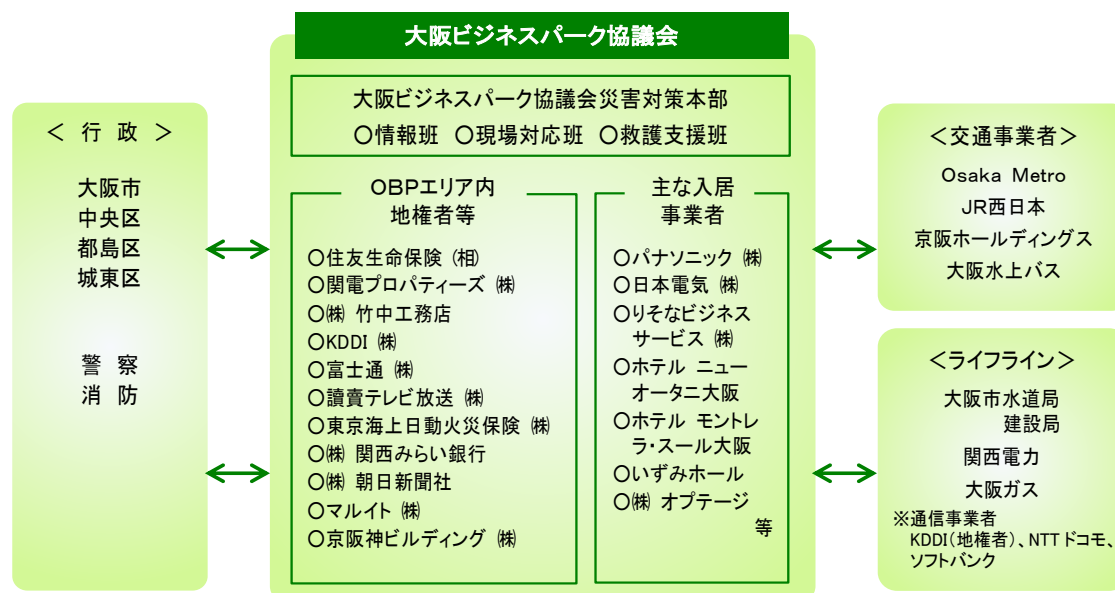


図 災害発生時の応急活動組織

2-3-2 災害時に実施する事務の内容

- ・災害時に実施する事務の内容は以下のとおりとするが、大阪ビジネスパーク協議会の各企業等の善意の協力のもとに取り組むこととし、当計画の記載内容の不履行については、なんら義務・責任を負わないものとする。

（災害対策本部の設置）

- ・地域において災害活動状況を把握し、連絡調整等を行う災害対策本部を設置する。

□各建物管理者等

- ・建物の安全性の確認
- ・滞在者の安全確保
- ・被災状況の確認、情報整理
- ・災害対策本部への情報伝達及び必要に応じて本部事務の分担

□大阪ビジネスパーク協議会災害対策本部

（情報班）

- ・各施設の被災状況等の集約
- ・区への情報伝達や、区やその他関係機関などとの連絡等
- ・各施設へのインフラや災害情報の提供

（現場対応班）

- ・地区内の状況の確認
- ・必要に応じて物資の集約・配分、帰宅困難者の退避誘導

（救護支援班）

- ・地区内のけが人の状況把握と応急的な救護
- ・地区内外の医療機関等の状況把握と支援要請等

(一時退避施設への退避誘導)

- ・各建物の管理者は、退避者が建物内に滞留することなく、OBP 内の一時退避施設（屋外）あるいは広域避難場所へ円滑に退避するよう誘導する。

(一時滞留スペースへの誘導)

- ・帰宅困難者のうち、高齢者、妊婦、子ども等の災害時要配慮者などを優先して一時滞留スペース（屋内）へ誘導する。

2-4. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第 19 条の 15 第 2 項第六号関係）

2-4-1 防災訓練等

- ・大阪ビジネスパーク協議会災害行動マニュアルに沿って、災害対応訓練を年 1 回程度実施する。

2-4-2 人材育成及び広報活動・啓発活動

- ・防災意識の啓発・高揚や地域連携の強化を図り、安全で安心なまちを維持するため、大阪ビジネスパーク協議会災害行動マニュアルの周知・広報や、防災力強化等に向けた人材育成や啓発活動等を検討・実施する。

2-4-3 整備済み施設の管理等

(退避に係る事前対策)

- ・一時退避施設、退避経路を適切に管理する。

(一時滞留スペースに係る事前対策)

- ・企業等において施設内待機に必要な環境整備等を行う。
- ・公開空地を活用したテント設置について、ブロック別に保管し、適切に管理・運用する。

(情報伝達施設の運用・管理)

- ・無線機の運用ルールを作成し、適切に運用・管理する。
- ・デジタルサイネージへの情報配信等のシステム化と運用ルールを作成し、適切に運用する。
- ・簡易発電機について、ブロック別に保管し、適切に管理・運用する。

(備蓄に係る事前対策)

- ・各建物管理者等において 3 日分の備蓄に努める。
- ・共同備蓄や備蓄品の融通による共同利用等について検討する。

(災害用トイレに係る事前対策)

- ・災害用トイレについて、ブロック別に保管し、適切に管理・運用する。

(津波避難に関する事前対策)

- ・津波高が従来想定 2 倍 (5.2m) になった場合、OBP は、大阪市中心部のビジネスエリアとして唯一浸水エリア外。（平成 23 年 7 月 6 日大阪府発表）

(放置自転車対策)

- ・安全かつスムーズな退避を行うために、歩道上の放置自転車等は阻害要因となることから、現状の駐輪場における適切な保守・点検に加えて、さらに駐輪場の配置・増設を今後検討していく。

2-4-4 都市再生安全確保計画の運営ルール（PDCA サイクル）

- ・年 1 回の防災訓練等の機会を通じ、取組成果の検証と環境変化の把握を行い、以降の改善につなげる。

3. その他防災性の向上のために必要な事項

3-1. 機能の自立性確立対策

- ・災害に強い安全・安心なまち（BCD）を構築し、まちの価値の向上、都市の競争力強化につなげることをめざす。
- ・エリア内における災害情報等の共有、備蓄物資や退避空間等の融通（共助）について検討する。
- ・また、組織の強化を図りながら各種防災対策事業を進める。